

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 人事委員会

- 人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則 一
- 人事委員会規則七―十六(給料の調整額)の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則七―十八(管理職手当)の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則十一―二(公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則 二
- 人事委員会規則十二―一(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則 三
- 人事委員会の権限(特殊勤務手当)の一部委任の一部を改正する告示 三

### 人事委員会

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十六年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七―二―五十九

人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十二年宮城県条例第百二十八号)に基づき、人事委員会規則七―二(特殊勤務手当)の一部を次のように改正する。  
第十四条第四項中「総括検視官」の下に「又は検視官」を加える。  
第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十六条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第二十七条を次のように改める。

(鑑識手当)

第二十七条 条例第三十条第一項の規則で定めるものは、指紋等を利用して行う犯罪鑑識作業(電子情報処理機器の端末を操作して行うデータの検索、抽出及び入力作業を除く。)及び理化学、法医学又は銃器弾薬類の知識を利用して行う鑑定又は実験作業とする。

第二十八条第一項を削り、同条第二項中「交通取締用自動車」を削り、「高速道路交通警察隊における高速道路警用無線自動車」を「高速道路(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)

第四条第一項に規定する高速自動車国道及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第百十条第一項に規定する自動車専用道路(一般国道四十八号の区間内の自動車専用道路を除く。)をいう。)上での交通取締りを行う交通取締用自動車」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項及び第四項を削り、同条に次の一項を加える。

2 条例第三十一条第二項第三号イの規則で定めるものは、一般国道四十八号の区間内の自動車専用道路とする。

第二十九条を次のように改める。

(警ら手当)

第二十九条 条例第三十二条第一項第一号の規則で定めるものは、無線自動車、鑑識車、警備特殊車等とする。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十一条第二項中「又は高速道路交通警察隊」を削る。

第三十二条及び第三十三条を次のように改める。

第三十二条及び第三十三条 削除

第三十四条第一項中「第三十七条第一項第二号ロ」を「第三十七条第一項第三号」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 条例第三十七条第一項第四号の規則で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 違反行為に係る車両が逃走した場合における当該車両の追跡の業務  
二 違反行為に係る車両の確保、運転者の逮捕等のために行う捜査の業務  
第三十五条第一項中「警察本部長が任命した」の下に「主任術科指導員又は警察本部長が指定した」を加える。

第三十六条第一項を削り、同条第二項中「第三十九条第一項第二号イ」を「第三十九条第一項第二

号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第三十九条第一項第二号ロ」を「第三十九条第一項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。  
 第三十七条を次のように改める。  
 第三十七条 削除  
 附則に次の四項を加える。

(災害応急作業等手当の特例)

- 3 条例附則第八項第一号の規則で定めるものは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所一号機から四号機までの原子炉建屋とする。
- 4 条例附則第八項第二号の規則で定めるものは、配管等の設備が故障し、又は損傷したことに伴い、漏洩した放射性物質による放射線の被ばくの危険が生じている現場において行う確認の作業とする。
- 5 条例附則第八項第四号の規則で定める施設は、免震重要棟とする。
- 6 条例附則第十項の作業に従事した時間には、条例附則第九項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七―十六―四十四

人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十六（給料の調整額）の一部を次のように改正する。  
 別表第一中拓桃医療療育センターの項の次に次のように加える。

家畜保健衛生所	(1) 家畜の病性鑑定の業務に直接従事することを本務とする獣医師	二
	(2) 家畜の診療又は家畜伝染病の予防若しくは防疫に関する業務に直接従事することを本務とする獣医師	一・五

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十六年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七―十八―五十六

人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七―十八（管理職手当）の一部を次のように改正する。  
 別表第一知事の項中

土木事務所（仙台土木事務所及び気仙沼土木事務所を除く。）		
所 長	副 所 長	技 術 副 所 長
三 種	四 種	五 種

を

土木事務所（仙台土木事務所及び気仙沼土木事務所を除く。）		
所 長	副 所 長	地 域 事 務 所 長
三 種	四 種	五 種
		六 種

に改め、同表県警察の項中

課 長	課 長	課 長
公安委員会補佐室長	公安委員会補佐室長	公安委員会補佐室長
警務企業画官	警務企業画官	警務企業画官

に改める。

附則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県人事委員会  
委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十一―二―六十一

人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第四項の規定に基づき、人事委員会規則十一―二（公平委員会の事務委託地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 名取市の項中

図書館	館長
市民体育館	館長

を

図書館	館長
-----	----

に改め、同表角田市の項中

図書館	事務長
-----	-----

を

図書館	事務長
郷土資料館	館長

に改

める。

別表第二 白石市外二町組合の項中「院長」を「院長 院長補佐」に、「課長 室長」を「課長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則十二―一―十八

人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二―一（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一 中

公益財団法人慶長遣欧使節船協会（平成四年一月二十二日に財団法人慶長遣欧使節船協会という名称で設立された法人をいう。）	石巻市
財団法人東北自治研修所（昭和三十九年三月十日に財団法人東北自治研修所という名称で設立された法人をいう。）	黒川郡富谷町

を

「公益財団法人東北自治研修所（昭和三十九年三月十日に財団法人東北自治研修所という名称で設立された法人をいう。）」

黒川郡富谷町

に改め、同表社団法人宮城県林

業公社（昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人宮城県林業公社」を「一般社団法人宮城県林業公社」に改め、同表社団法人宮城県農業公社（昭和四十五年十二月十一日に社団法人宮城県農地管理公社という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人宮城県農業公社」を「公益社団法人みやぎ農業振興公社」に改め、同表地方独立行政法人宮城県立病院機構の項中「仙台市」を「名取市」に改める。

別表第二 社団法人宮城県国際経済振興協会（平成四年十月二十三日に社団法人宮城県国際経済振興協会という名称で設立された法人をいう。）の項中「社団法人宮城県国際経済振興協会」を「公益社団法人宮城県国際経済振興協会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

○人事委員会告示第四号

人事委員会は、人事委員会規則十二―二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成十三年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（特殊勤務手当）の一部委任）の一部を次のよう

に改正した。

平成二十六年三月二十八日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

一 二中(八)及び(九)を削り、(十)を(八)とし、(二)から(四)までを(九)から(七)までとする。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十六年四月一日